

2026年度 海外留学奨学金

よくあるご質問 (FAQ)

〈応募資格について〉

Q1. まだ大学に合格していなくとも応募できますか？

A1. はい、志望校の合否待ちの状態でも応募可能です。
ただし、合否状況により、2027年度中の留学開始が不可能である場合には内定取り消しとなります。

Q2. TOEFL・IELTSの必要スコアはありますか？

A2. いいえ、必要ありません。未受験でも応募可能です。

Q3. 高校を卒業してから語学学校に通っている者でも応募できますか？

A3. はい、「高校生」枠から応募可能です。
高校在籍証明書の代わりに「卒業証明書」を提出してください。ギャップイヤー中の場合も同様に対応してください。

Q4. 社会人としてMBA進学予定ですが、応募可能ですか？

A4. はい、応募可能です。ただし、所属先から留学費用を支給される社費留学の場合は本奨学金の**対象外**です。

Q5. 米国のメディカルスクール（MD取得）でも対象になりますか？

A5. はい、対象となります。

Q6. 文系でも応募できますか？

A6. はい、専攻にかかわらず応募可能です。
AIやテクノロジー分野の専攻は歓迎条件ですが、必須条件ではありません。

Q7. イギリスのFoundation Courseは対象ですか？

A7. はい、対象です。「高校生Foundation Course」枠からご応募ください。
ただし、Foundation Course修了後に進学する課程の最低修業年限が4年以上の場合、Foundation Course（1年）＋学士課程（4～6年）で計5年以上の修学期間となりますが、本奨学金の支給期間は最大4年間であるため、修学期間全体（5年以上）とは一致しない点にご注意ください。

Q8. 留学先がスコットランドの場合は応募できますか？

A8. はい、留学先がスコットランドの場合も本奨学金の対象となります。

Q9. 就労しながら博士課程に進学する場合、応募資格はありますか？

A9. はい、正式な学位取得を目的としている場合は応募可能です。ただし、所属先から留学費用を支給される社費留学の場合は本奨学金の**対象外**です。

Q10. 大学院への進学で留学期間が1年半～2年の場合も応募できますか？

A10. はい、応募可能です。
ただし、奨学金の支給期間は学位取得のための最短修学期間のみです。

Q11. コミュニティカレッジ進学でも応募できますか？

A11. いいえ、コミュニティカレッジ進学の場合は本奨学金の**対象外**です。
また、コミュニティカレッジから四年制大学に編入予定の方も**対象外**です。

Q12. 大学へ編入する場合は応募できますか？

A12. いいえ、編入学の場合は本奨学金の**対象外**です。
本奨学金は2027年秋または2028年春に四年制大学（Foundation Course含む）および大学院（MD, MBA含む）の第一学年に入学する方を対象としています。

Q13. すでに留学中の学生は応募できますか？

A13. いいえ、すでに留学を開始されている場合は**対象外**です。
本奨学金は2027年秋または2028年春に四年制大学（Foundation Course含む）および大学院（MD, MBA含む）の第一学年に入学する方を対象としています。

Q14. 海外の大学を卒業したばかりで、今後修士課程に進学予定です。この場合も応募できますか？

A14. 修士課程への進学の意味があり、2027年度中にアメリカ、イギリス、カナダ（英語圏のみ）のいずれかの大学の修士課程第一学年に入学予定であれば応募可能です。「大学生」枠からご応募ください。
現在大学院生の方も「大学生」枠からご応募ください。

Q15. 現在は海外在住ですが、日本国籍を有しており、過去に1年以上日本に住んでいました。応募資格はありますか？

A15. はい、日本国籍の方はすでに海外に長期滞在している場合も応募可能です。
なお、外国籍の方は「応募時点から過去を遡って日本国内に継続して1年以上在住」していれば応募可能です。

Q16. 現在日本に一時帰国していますが、海外の高校を卒業予定です。この場合はどの応募枠から応募すればよいですか？

A16. 「高校生」枠からご応募ください。

Q17. プログラムの一部をアメリカ・イギリス・カナダ以外で履修する場合も応募可能ですか？

A17. はい、問題ありません。ただし、以下の3点を満たす必要があります。

- アメリカ、イギリス、カナダのいずれかの国から学位授与機関として認められた大学に在籍し、そのプログラムの一環として他国での履修が含まれる
- アメリカ、イギリス、カナダのいずれかの国での現地履修が含まれる
- 最終的な学位授与機関がアメリカ、イギリス、カナダのいずれかの国から学位授与機関として認められた大学であること

Q18. カナダのフランス語圏の大学に留学予定です。この場合も応募は可能ですか？

A18. いいえ、本奨学金は英語留学のみを対象としており、留学先での公用語または主たる使用言語がフランス語の場合は**対象外**です。

Q19. 親が現在海外赴任中で来年帰国予定です。現在の所得には海外勤務手当が含まれているので、一時的に所得が1,600万円を上回っていますが、この場合でも応募はできますか？

A19. 所得金額は直近2年度分の課税証明書等の内容に基づいて判断します。また、海外勤務手当は所得に含みます。以上を踏まえてご判断ください。なお、応募資格を満たさない方が応募された場合、審査対象とはなりません。

〈他の奨学金との併用について〉

Q20. 他の奨学金を受給していても応募可能ですか？

A20. 国内外の他の給付型奨学金・助成金との併給は認めていません。
ただし、日本学生支援機構「海外留学支援制度（学部学位取得型／大学院学位取得型）」
および進学先からのメリットベース・ニードベース奨学金に限り併給を認めます。

Q21. 大学からオファーされている奨学金（メリットベース）は併用できますか？

A21. はい、進学先大学からのメリットベース奨学金は併給可能です。

〈応募書類・フォームの記入方法・提出方法について〉

Q22. 提出書類の編集ができません。どうすればいいですか？

A22. 指定様式はweb上でそのまま編集するのではなく、**ダウンロード**してご利用ください。

Q23. ファイルのアップロード形式に指定はありますか？

A23. **PDF形式のみ**受け付けています。それ以外の形式での提出は受け付けていません。

Q24. 応募フォームに記載しなかった大学に進学が決定した場合、奨学金受給の対象となりますか？

A24. はい、アメリカ、イギリス、カナダの大学であれば対象となります。奨学生として内定が決定した場合、進学先について改めてヒアリングを行います。

Q25. 同じ大学の2つのプログラムを第一・第二志望などとして記入してもよいですか？

A25. はい、問題ありません。

Q26. 家計支持者の所得の範囲はどこまで含みますか？

A26. 募集要項をご確認ください。

Q27. 授業料とは何を指しますか？

A27. 授業料とは、**tuition**を指し、**教材費や諸経費は含みません**。進学先からのメリットベース・ニードベース奨学金による減額前の金額を記入してください。

Q28. 提出書類の一部を応募締め切りまでに用意できません。どうすればよいですか？

A28. いかなる理由でも応募締め切りの延長は行っていません。期限に間に合うようにすべての応募書類を準備してください。

〈推薦書について〉

Q29. 推薦書の記入は誰にお願いすればよいですか？

A29. 募集要項をご確認ください。

Q30. 英文の推薦書でも大丈夫ですか？

A30. はい、英文の推薦書でも問題ありません。
ただし、推薦者に依頼をする際は、ご自身で指定様式を翻訳し、記入を依頼してください。

Q31. 推薦書を複数提出したいのですが、アップロード欄が1つしかありません。どうすればよいですか？

A31. 推薦書は**1通のみ**提出可能です。2通以上の推薦書の提出は受け付けていません。

Q32. 推薦書のフォーマットは決まっていますか？

A32. はい、**指定様式での提出のみ**受け付けています。
指定様式はガクシーの募集ページからダウンロードしてください。指定様式以外での提出や、指定様式の欄外への記入は認めていません。

Q33. 推薦書の記入欄（氏名・押印など）は誰が記入するのですか？

A33. 推薦書は推薦者が記入・作成してください。**推薦者の氏名欄には必ず推薦者の自署が必要です（記名不可）。**
なお、英語話者の方が推薦者の場合には、押印は必要ありません。

Q34. 推薦書は手書きである必要がありますか？

A34. 推薦者の氏名（自署）欄以外は手書きでもパソコン入力でも構いません。

Q35. 推薦書は推薦者が直接財団に郵送できますか？

A35. いいえ、郵送での提出は受け付けていません。 応募者自身が応募フォームにアップロードしてください。

Q36. 推薦書の提出が応募締め切りに間に合いません。どうすればよいですか？

A36. いかなる理由でも応募締め切りの延長は行っていません。 期限に間に合うように応募書類を準備してください。

〈所得証明について〉

Q37. 課税証明書はどの年度のものを提出すればよいですか？

A37. 募集要項をご確認ください。

Q38. 課税証明書と非課税証明書のどちらを提出すればよいですか？

A38. 課税状況により異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q39. 世帯主が海外赴任中で日本の所得証明が出せません。どうすればよいですか？

A39. 以下のいずれかに相当する書類をご提出ください：

- 勤務先からの給与証明書や源泉徴収票
- アメリカの納税証明（IRSのForm 1040やW-2など）
- イギリスの納税証明（P60やTax Year Overviewなど）

〈在学証明書・成績証明書について〉

Q40. すでに高校を卒業し、ギャップイヤー中の場合、在学証明書の欄には何を提出すればよいですか？

A40. 卒業証明書をご提出ください。

Q41. 在学証明書や成績証明書が厳封で交付される場合、どうすればよいですか？

A41. 開封してスキャンし、アップロードしてください。郵送での提出は受け付けていません。

Q42. 「直近1年間の成績証明書」とは何を指しますか？

A42. 「直近1年間の成績証明書」とは、提出日から遡って1年間に相当する期間の成績が含まれている書類を指します。学校の発行形式によっては、直近1年間より長い期間が含まれる場合がありますが、そのまま提出して構いません。

Q43. 成績証明書や在学証明書は英文でも良いですか？

A43. 海外の学校の場合、英文で問題ありません。日本の学校の場合は日本語の証明書をご提出ください。

〈動画について〉

Q44. 動画は英語で作成してもよいですか？

A44. いいえ、動画は日本語で作成してください。

〈大学・入学手続きについて〉

Q45. 応募者自身で大学を探して入学手続きするのですか？

A45. はい、大学入学にかんする手続きはすべて応募者自身でご対応ください。

Q46. 応募者自身でビザの取得手続きするのですか？

A46. はい、ビザ取得にかんする手続きはすべて応募者自身でご対応ください。